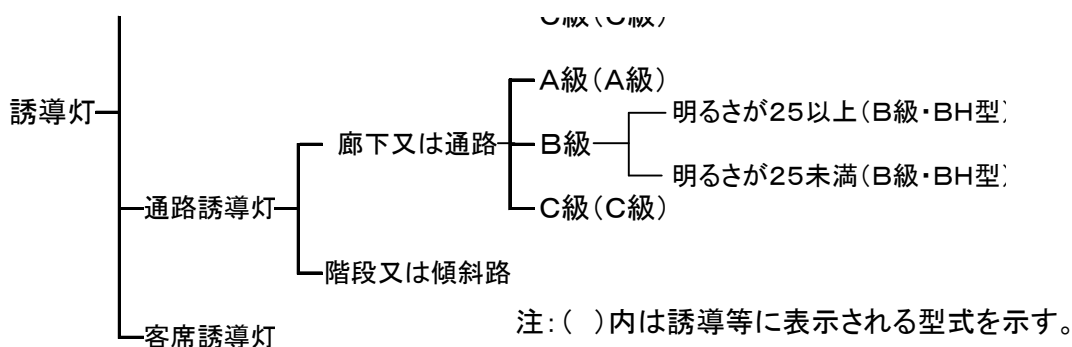


## 第12 誘導灯に関する設置基準

### 1 用語の定義

- (1) 誘導等とは、火災時、防火対象物内にいる者に避難させるため、避難口の位置や避難の方向を明示し、又は避難上有効な照度を与える照明器具をいい、避難口誘導灯、通路誘導灯及び客席誘導等がある。



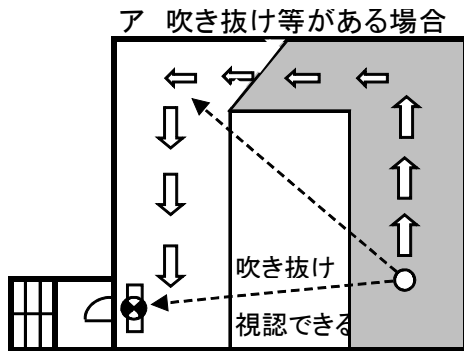
### 誘導灯の区分による種類

- (2) 誘導標識とは、火災時、防火対象物内にいる者を屋外に避難させるため、避難口の位置や避難の方向を明示した標識をいう。
- (3) 点滅装置とは、自動火災報知設備からの火災信号により、自動的にキャノンランプ、白熱電球又は蛍光ランプを点滅する装置をいう。
- (3) 誘導音装置とは、自動火災報知設備からの火災信号により、自動的に避難口の所在を示すための警報音及び音声を発する装置をいう。
- (4) 信号装置とは、自動火災報知設備からの火災信号、その他必要な動作信号又は手動信号を誘導灯に伝達する装置をいう。
- (6) 避難施設とは、避難階若しくは地上に通じる直通階段（傾斜路を含む。）直通階段の階段室、その他室の出入口又は直接屋外に出られる出入口をいう。
- (7) 居室とは、建基法第2条第4号に定める執務、作業、集会、娯楽、その他これらに類する目的のため継続的に使用する室及び駐車場、車庫、機械室、ポンプ室等これらに相当する室をいう。
- (8) 廊下等とは、避難施設に通ずる廊下又は通路をいう。
- (9) 避難口とは、省令第28条の3第3項第1号に定める出入口及び場所をいう。
- (10) 容易に見とおしできるとは、建築物の構造、什器等の設置により視認の障害がないこ

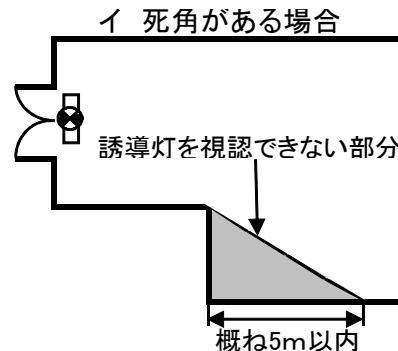
とをいう。

なお、吹き抜け等がある場合は、避難経路を含めて視認できること。(第12-1図参照)

ただし、出入口や誘導灯が障害物により視認できる場合は、見とおしできるものとみなす。(第12-2図参照)



第12-1図



第12-2図

**死角や吹き抜け等がある場合の例**

(11) 容易に見とおし、かつ、識別できる出入口とは、居室内又は廊下等の各部分から容易に見とおし、かつ、避難口であることが分かるものをいう。

(12) 外光とは、自然光又は夜間恒久的に点灯される街路灯等（当該防火対象物の火災時に永久を受けにくい灯火に限る。）をいう。

**2 構造及び性能**

(1) 誘導灯の区部（省令第28条の3第1項）

避難口誘導灯及び通路誘導灯（階段又は傾斜路に設けるものを除く。）は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる表示面の縦寸法及び同表右欄に掲げる表示の明るさ（常用電源により点灯しているときの表示面の平均輝度と表示面の面積の積をいう。）を有するものとしなければならない。

区分		表示面の縦寸法 (m)	表示面の明るさ (カルデラ)
避難口誘導灯	A級	0.4以上	50以上
	B級	0.2以上0.4未満	10以上
	C級	0.1以上0.2未満	1.5以上
通路誘導灯	A級	0.4以上	60以上
	B級	0.2以上0.4未満	13以上
	C級	0.1以上0.2未満	5以上

(2) 誘導灯の有効範囲に係る性能（省令第28条の3第2項）

避難口誘導灯及び通路誘導灯（階段又は傾斜路に設けるものを除く。）の有効範囲は、当該誘導灯までの歩行距離がア又はイに定める距離のうち、いずれかの距離以下となる範囲とする。(第12-3図参照)

ただし当該誘導灯を容易に見とおせることができない場合又は識別することができない場合にあつては、当該誘導灯までの歩行距離が10m以下となる範囲とする。

(第12-4図参照)

ア 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる距離

区 分		距離 (m)	
避難口誘導灯	A級	避難の方向を示すシンボルがないもの	60
		避難の方向を示すシンボルがあるもの	40
	B級	避難の方向を示すシンボルがないもの	30
		避難の方向を示すシンボルがあるもの	20
	C級		15
通路誘導灯	A級	20	
	B級	15	
	C級	10	

注：表示面の縦寸法がA級0.4m、B級は0.2m、C級は、0.1mのものを基本とする。

イ 次の式に定めるところにより算出した距離

$$D = k h$$

D：歩行距離（単位：m）

h：避難口誘導灯又は通路誘導灯の表示面の縦寸法（単位：m）

k：次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右に掲げる値

区 分		kの値
避難口誘導灯	避難の方向を示すシンボルがないもの	150
	避難の方向を示すシンボルがあるもの	100
通路誘導灯		50

(3) 誘導灯及び誘導標識の構造及び性能は、省令第28条の3第1項、同第2項、誘導灯及び誘導標識（平成11年3月消防庁告示第2号）によるほか、蓄光式誘導標識にあつては、別記1に定める蓄光式誘導標識の基準によること。

(4) 省令第28条の3第4項第6号ハに規定する点滅音声誘導機能付き避難口誘導灯の点滅及び音声誘導の停止方法は、次の方法によること。なお、同規定中、「自動火災報知設備の感知器」を「点滅又は音声誘導を停止させるための専用感知器」と読み替えることができるものとする。(ほ)

ア 省令第28条の3第3項第1号イに設置するもの

附室がある場合は、附室に設置された感知器が作動した場合、附室入口に設置されたものを停止すること。ただし、附室の面積が大きくない場合は、停止機能を設けないことができる。

イ 省令第28条の3第3項第1号ロに設置するもの

任意の階をN階とし、N階の階段室又はその附室に設置された感知器が作動した場合は、N階以上の階を停止すること。

3 その他（ほ）

(1) 特別に要求のある誘導灯の設置

次の誘導灯については、各規定に留意して審査にあたること。

ア A級又はB級が指定される箇所に設ける誘導灯 省令第28条の3第4項第3号

イ カラオケ等に設ける誘導灯 省令第28条の3第4項第3の2号

ウ 点滅機能・音声誘導機能付き避難口誘導灯 省令第28条の3第4項第6号

エ 非常電源として60分以上有効に作動する容量が要求される誘導灯 省令第28条の3第4項第10号

(2) 設置免除規定から除外する室

次の箇所については、省令第28条の3第3項第1号ハ括弧書きにおいて設置を免除する室から除くものとする。

ア 主として飲酒を伴うサービスを業とする防火対象物の客室

4. 政令第32条によるもの（り）

防火対象物の構造等を考慮して、次のいずれかに該当する場合は、政令第32条を適用して避難口誘導灯の設置を省略することができる。なお、申請については、第3章第2節第16と同様に取り扱うこと。

(1) 政令別表第1に掲げる防火対象物のうち、一般住宅の用に供する部分

(2) 令別表第1(5)項ロ又は(16)項((5)項ロに掲げる防火対象物の用に供される部分に限る。)に掲げる防火対象物のうち、廊下等が常時外気に開放されており、煙等の滞留するおそれがなく、避難上支障のない直通階段等への出入口(同階に特定用途部分が存しないものに限る。)(第12-5図)

